


令和4年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和4年12月16日

【 審議・調査事項 **報告事項** 情報連絡事項 】

件 名	民設学童保育室及び指定管理学童保育室の選考状況について								
所 管 部 課	地域のちから推進部 住区推進課								
内 容	<p>令和4年3月に改定した「足立区学童保育室整備計画」に基づき、令和5年4月1日に民設学童保育室4か所の開設を予定している。また、指定管理学童保育室については、指定管理期間満了に伴う2か所の更新と1か所の新規開設を予定している。</p> <p>これらについて、以下のとおり報告する。</p> <p>1 民設学童保育室の選考状況について</p> <p>(1) 審査会開催日 令和4年9月30日（金）</p> <p>(2) 応募・審査件数</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 大谷田小学校・長門小学校地域</td> <td>応募なし</td> </tr> <tr> <td>イ 千寿小学校・千寿桜小学校地域</td> <td>応募なし</td> </tr> <tr> <td>ウ 千寿双葉小学校・千寿本町小学校地域</td> <td>2事業者が応募</td> </tr> <tr> <td>エ 東加平小学校地域</td> <td>応募なし</td> </tr> </table> <p>(3) 運営予定事業者</p> <p>ア 千寿双葉小学校・千寿本町小学校地域</p> <p>(ア) 名 称 株式会社キッズホーム爨</p> <p>(イ) 法人所在地 市川市妙典2丁目4番12号</p> <p>(ウ) 設置予定地 足立区千住柳町32番1号 1階</p> <p>(エ) 定 員 40人</p> <p>(オ) 案 内 図 (★印)</p> 	ア 大谷田小学校・長門小学校地域	応募なし	イ 千寿小学校・千寿桜小学校地域	応募なし	ウ 千寿双葉小学校・千寿本町小学校地域	2事業者が応募	エ 東加平小学校地域	応募なし
ア 大谷田小学校・長門小学校地域	応募なし								
イ 千寿小学校・千寿桜小学校地域	応募なし								
ウ 千寿双葉小学校・千寿本町小学校地域	2事業者が応募								
エ 東加平小学校地域	応募なし								

	<p>(カ) 選定理由等 基準となる総合評価点数の6割を超える1233点を獲得した。特に、学童開設までの準備や子どもの育成支援についての評価が高く、異議なく選定された。 ※ P3～4 参照</p> <p>(4) 応募がなかった3地域の対応について</p> <p>ア 応募がなかった理由 公募対象地域において、2方向避難や面積等の条件で学童保育室に適した物件が見つからなかったため。</p> <p>イ 再公募（令和5年度実施） 公募対象地域を拡大するなどの応募条件の見直しを検討しながら、令和5年度の再公募に向けて準備を進めていく。</p> <p>ウ 待機児童ゼロに向けて 再公募の3地域に加えて令和5年度に計画している5地域を公募することにより、令和4年3月の足立区学童保育室整備計画で策定した令和6年9月末の待機児童ゼロを目指していく。</p> <p>2 指定管理学童保育室運営事業者の応募状況について 指定管理期間満了に伴う学童保育室2か所と新規開設に伴う学童保育室1か所を公募したところ下記の応募があった。</p> <p>(1) 指定管理期間満了に伴う学童保育室</p> <p>ア 亀田学童保育室（亀田小学校内） (ア) 設置場所 足立区西新井栄町一丁目1番1号 (イ) 定員 3室150名 (ウ) 選定審査件数 1事業者</p> <p>イ 新田学園・新田学園第二学童保育室（新田学園第一・第二校舎内） (ア) 設置場所 新田学園第一校舎 足立区新田三丁目34番2号 新田学園第二校舎 足立区新田三丁目30番16号 (イ) 定員 新田学園学童保育室 1室50名 新田学園第二学童保育室 3室120名 (ウ) 選定審査件数 2事業者</p> <p>(2) 新規開設に伴う学童保育室</p> <p>ア 鹿浜未来学童保育室（鹿浜未来小学校内） (ア) 設置場所 足立区鹿浜五丁目18番1号 (イ) 定員 2室65名 (ウ) 選定審査件数 3事業者</p>
--	--

民設学童保育室の選考状況について【千寿双葉小学校・千寿本町小学校地域】

1 施設の概要

- (1) 所在地 足立区千住柳町3番1号 1階
- (2) 構造 鉄骨造3階建て
- (3) 学童保育室使用部分の延床面積 120.70㎡

2 運営予定事業者の概要

団体名	株式会社キッズホーム爨
設立年月日	平成26年6月26日
事業概要	児童福祉施設の設置・運営
代表取締役	國澤 佳奈子
主な運営実績	足立区 学童保育室1か所 市川市 認可保育所2か所 流山市 認可保育所3か所、小規模保育施設1か所 他

3 学童保育室の保育支援方針の概要、税理士による財務診断結果及び収支計画の概要

(1) 保育支援方針の概要

- ・ 子どもたち自身が主体性をもって運営する。
未来を担う子ども達は変化の激しい世の中を生き抜くために、自律し自身で考え、他者と協力し、課題を解決する力が必要である。保育者は子どもたちの補助役、サポーターとして関わり、子どもたちと意見を交わしながら、子どもたちが主体となって運営することが必要であると考えます。
- ・ 好きなことを探求できる成長環境を提供する。
子どもたちがより成長するのは、座学などの受動的な学びをしているときではなく、主体的な学びをしているときであると考えます。その主体的な学びが行われるのは、正に子どもたちが好きなことを熱中して探求しているときであると考えます。

(2) 税理士による財務診断結果

評価点数			総合評価	コメント
安全性	収益性	経営効率	(A～D)	
3	5	4	A	最終期が5か月しかなかったため、収益性と経営効率の判断は前期、前々期で判断した。企業の収益性及び経営効率は非常に良好である。

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会 審査結果表(千寿双葉小学校・千寿本町小学校地域)

項番	評価項目		配点	事業者名 株式会社 キッズホーム樂		事業者名 A社	
	分類	説明		得点	割合	得点	割合
1	運営団体について 150点	財務状況は安定しているか(税理士による財務状況調査結果を参照)。	50	42	84.0%	42	84.0%
2		運営体制は安定しているか。	50	44	88.0%	42	84.0%
3		学童保育室(若しくは類似施設)について豊富な運営実績を有しているか。	50	38	76.0%	44	88.0%
		小計	150	124	82.7%	128	85.3%
4	学童保育室の施設 について 200点	立地が適切であるか(対象校との距離、周辺環境)。	50	38	76.0%	36	72.0%
5		専用スペースの面積(一人あたり1.65㎡以上)が十分にあるか。	50	40	80.0%	40	80.0%
6		必要な設備(トイレ2器以上、台所、事務スペース、静養スペース、採光)を十分に有しているか。	50	38	76.0%	38	76.0%
7		非常災害時に対応しやすい設備(避難路(2方向以上)、非常口、非常用設備)となっているか。	50	38	76.0%	38	76.0%
	小計	200	154	77.0%	152	76.0%	
8	学童開設までの準備 について 150点	開設までのスケジュール(工事や職員採用)は適切か。	50	44	88.0%	34	68.0%
9		開設までの資金計画は適正か。	50	46	92.0%	38	76.0%
10		開設後5年間の収支計画は適正か。	50	44	88.0%	36	72.0%
		小計	150	134	89.3%	108	72.0%
11	職員体制について 250点	現場責任者の資格や経験など適性は十分か。	50	36	72.0%	38	76.0%
12		放課後児童支援員を安定して配置できる体制(人数、補充体制)が整っているか。	50	38	76.0%	34	68.0%
13		職員の資質及び保育の質の向上のため、教育体制や研修計画が充実しているか。	50	40	80.0%	36	72.0%
14		職員に対して個人情報の保護・管理に関する教育が徹底されているか。	50	38	76.0%	40	80.0%
15		指揮命令系統、本部との連携や支援体制などについて的確に定められているか。	50	42	84.0%	42	84.0%
	小計	250	194	77.6%	190	76.0%	
16	危機管理について 250点	非常災害時の対応についての的確に定めているか。	50	42	84.0%	40	80.0%
17		不審者対応等の防犯対策についての的確に定めているか。	50	42	84.0%	36	72.0%
18		事件・事故時の対応についての的確に定めているか。	50	40	80.0%	40	80.0%
19		施設の衛生管理についての的確に定めているか。	50	40	80.0%	40	80.0%
20		アレルギー対応策についての的確に定めているか。	50	40	80.0%	42	84.0%
	小計	250	204	81.6%	198	79.2%	
21	子どもの育成支援に ついて 350点	学童の基本方針や運営理念は、国が定める「放課後児童クラブ運営指針」に沿ったものとなっているか。	50	42	84.0%	40	80.0%
22		育成支援の方針は、子どもの発達状況や個性に即したものとなっているか。	50	40	80.0%	36	72.0%
23		遊びの支援方針は、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びができるものとなっているか。	50	36	72.0%	40	80.0%
24		子どもの出欠席・健康管理や基本的な生活習慣の定着等、日常生活の支援方針が適切なものとなっているか。	50	42	84.0%	38	76.0%
25		おやつの方針は、子どもが落ち着いておやつを楽しめるとともに、補食としての栄養バランスや食育について考慮したものとなっているか。	50	42	84.0%	42	84.0%
26		発達支援児等配慮が必要な子どもについて、適切な支援方針となっているか。	50	42	84.0%	34	68.0%
27		団体の専門性や実績を活かした優れた提案があるか。	50	40	80.0%	40	80.0%
	小計	350	284	81.1%	270	77.1%	
28	保護者・学校・地域・ 関係機関等との連携 150点	保護者と日々の連絡や情報共有を十分に行い、信頼関係が構築できるか。	50	40	80.0%	42	84.0%
29		学校や地域、関係機関と協力関係を築くことができるか。	50	38	76.0%	42	84.0%
30		保護者や近隣住民等からの意見・要望や苦情・相談に対応できる体制はあるか。	50	40	80.0%	40	80.0%
		小計	150	118	78.7%	124	82.7%
合計			1,500	1,212	80.8%	1,170	78.0%

項番	評価項目			加 点	得 点	割 合	得 点	割 合
	分類	説明	評価基準(得点)					
1	区内業者	区内に本店があり、対象業務区域が区内	区内に本店がある(5%を加点)	75	45	0	0	
2	区内業者	区内に支店があり、対象業務区域が区内	区内に支店がある(3%を加点)					
3	ワーク・ライフ・バランス推進企業	足立区ワークライフバランス推進企業等に認定	推進企業に認定されている(2%を加点)	30	21	70.0%	21	70.0%
総計				1,605	1,233	76.8%	1,191	74.2%

順位				1		2	
----	--	--	--	---	--	---	--

令和4年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和4年12月16日

【 審議・調査事項 **報告事項** 情報連絡事項 】

件名	令和5年度学童保育室入室承認基準指数表の変更について													
所管部課	地域のちから推進部 住区推進課													
内容	<p>令和5年度の学童保育室入室審査における入室承認基準指数表について、以下のとおり変更した。</p> <p>1 夜間就労者に対する承認基準の見直し 在宅勤務等で保護者が不在とはならない家庭が存在する中で、夜間就労者が睡眠のため在宅していることを理由に、他の申請理由より優先順位を下げる取り扱いは、不利益となるため以下のとおり承認基準を変更した。</p> <p>※ 令和4年度対象申請件数 18件 / 約5,500件</p> <p>(1) 令和4年度の承認基準</p> <p>ア 日中に睡眠を取る必要があるため、午後の勤務時間が要件に満たない場合でも、週5日以上かつ38時間45分以上就労している場合は、入室を可能としていた。</p> <p>イ 午後の時間に在宅していることから、最低限の保育が可能として、以下の取り扱いをしていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1年生の優先承認の除外 ・ 申請理由別の優先順位が一番低い <p>(2) 変更内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">審査項目</th> <th style="width: 33%;">変更後</th> <th style="width: 33%;">変更前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就労の条件 週5日以上かつ 38時間45分以上就労</td> <td colspan="2">変更なし</td> </tr> <tr> <td>1年生優先承認</td> <td>適用する</td> <td>適用しない</td> </tr> <tr> <td>基準指数(分類3) ※最高点20点</td> <td>12点</td> <td>9点</td> </tr> </tbody> </table>		審査項目	変更後	変更前	就労の条件 週5日以上かつ 38時間45分以上就労	変更なし		1年生優先承認	適用する	適用しない	基準指数(分類3) ※最高点20点	12点	9点
審査項目	変更後	変更前												
就労の条件 週5日以上かつ 38時間45分以上就労	変更なし													
1年生優先承認	適用する	適用しない												
基準指数(分類3) ※最高点20点	12点	9点												

2 単身赴任世帯の補正指数引き上げ

放課後における児童の保護育成を一人の保護者が行う世帯という点では、ひとり親世帯と同じであるため、**補正指数を2点から3点に引き上げた。**

※ 令和4年度の単身赴任加算件数 79件 / 約5,500件

	番号	条 件		加・減算 指数
新	補①	父母の状況	ひとり親世帯・両親不存在・ 単身赴任世帯	3
旧	補①	父母の状況	1 ひとり親世帯・両親不存在	3
			2 単身赴任	2

3 入室審査実施スケジュール（令和5年度）

令和4年

10月21日（金曜日）

「入室申請案内」配布開始

11月7日（月曜日）～12月1日（木曜日）

入室申請一斉受付期間

令和5年

2月17日（金曜日）

入室承認(不承認)通知発送（一斉受付分）

令和4年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和4年12月16日

【 審議・調査事項 **報告事項** 情報連絡事項 】

件名	「足立区独自・低所得のひとり親世帯等に対する家計応援臨時給付金」の支給について
所管部課	福祉部 親子支援課
内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯（ひとり親世帯）に対し、「足立区独自・低所得のひとり親世帯等に対する家計応援臨時給付金」事業を実施する。</p> <p>1 給付対象（令和4年10月末現在） 児童扶養手当受給者（ひとり親世帯）等 計 約5,600世帯 (1) 10月31日までに、国事業の「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」（以下「国事業の特別給付金」という）の支給決定を受けたひとり親世帯の者 ※ 基準日（11/1）現在、支給要件に該当しない者を除く (2) 11月1日以降に、国事業の特別給付金の支給決定を受けたひとり親世帯の者 ※ 国事業の特別給付金の支給決定に基づき給付するため、原則、申請不要とする。</p> <p>2 対象児童数 約8,500人／5,600世帯</p> <p>3 支給額 児童1人につき50,000円</p> <p>4 スケジュール（予定） (1) 支給通知発送 令和4年12月下旬 (2) 支給日 令和5年1月中旬 ※ 11月1日以降の国事業の特別給付金申請者については、支給決定後、順次、足立区独自の給付金の支給を行う。</p> <p>5 周知方法 あだち広報（11月10日号、12月25日号）、区ホームページで周知。</p>

令和4年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和4年12月16日

【 審議・調査事項 **報告事項** 情報連絡事項 】

件名	子ども医療費助成事業の高校生等への拡大について
所管部課	福祉部 親子支援課
内容	<p>1 拡大内容 対象児童 拡大前：年度末15歳以下 ⇒ 拡大後：年度末18歳以下</p> <p>2 足立区における対象児童数 約17,000人</p> <p>3 事業開始時期 令和5年4月</p> <p>4 子ども医療費助成事業の内容 年度末15歳以下と同様「所得制限なし、自己負担なし」で実施</p> <p>5 今後のスケジュール (1) 申請書等発送 : 11月30日 (2) 医療証発送 : 令和5年3月下旬</p> <p>6 マル青医療証 別紙 報告事項4-1のとおり</p>

第3号の3様式(第7条関係)

(表)

青 医 療 証							
負担者番号							
受給者番号							
高校生等	氏名						
	生年月日						
保護者	住所						
	氏名						
有効期間							
<p>上記の者は、足立区子どもの医療費の助成に関する条例により医療費の一部を足立区が助成するものであることを証明する</p> <p style="text-align: center;">足立区長</p>							
交付年月日							

(裏)

御 注 意

- 1 この制度による治療をお受けになるときは、取扱病院・薬局等の窓口において、電子資格確認を受ける場合はこの証を、電子資格確認を受けない場合はこの証と被保険者証と一緒に提出してください。
- 2 入院の場合は食事療養標準負担額をお支払いください。また、高額療養費が支給される場合は、電子的確認を受けるか、限度額適用認定証等を提示してください。
- 3 この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。都外の病院等では使えません。
- 4 都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診するときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書を添付して、下記の窓口に医療費の支給を申請してください。
- 5 有効期間内に受給者の資格がなくなったときは、この証を下記の窓口にお返してください。
- 6 氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、下記の窓口にこの証を添えて届け出てください。
- 7 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、下記の窓口で再交付を受けてください。
- 8 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。

問い合わせ先